



序章 計画の趣旨と特徴

1. 計画策定の趣旨

田原市は、三河湾国定公園や渥美半島県立自然公園が広がり、多様な公園緑地が点在するなどレクリエーションの場や自然環境に恵まれた土地である。しかし、人口が集中する市街地については、田原、赤羽根、福江ともに緑量が少なく、今後の都市化に伴う更なる減少も懸念されている。

さらに、田原市は、総合計画において「うるおいと活力のあるガーデンシティ」を新市の将来都市像として定めていることから、田原市の緑の施策について体系的に整理し、取り組んでいく必要がある。

以上のことから、シンボル公園ネットワーク計画は、下記の内容について現状整理、課題抽出を行い、本計画の方針をとりまとめ、今後の田原市の緑の環境形成のあり方を体系的に示す計画を策定することを目標としている。

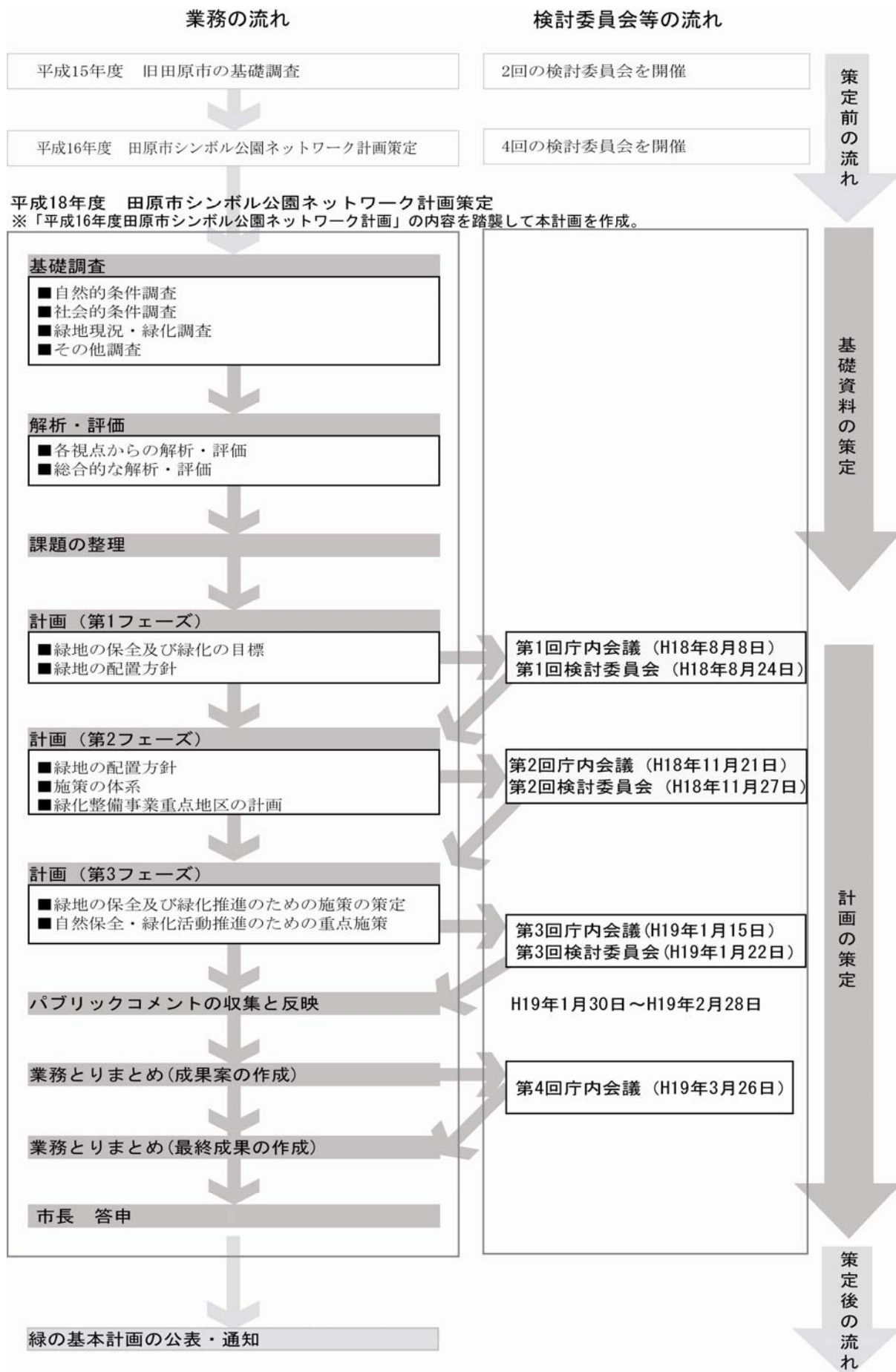
- ・ 公園緑地のあり方
- ・ 生物多様性の維持・増大、生物の生育・生息環境の保全
- ・ 市民の自然とのふれあいの場の確保
- ・ 安心して暮らせるまちづくりを実現するための空間の形成
- ・ 環境学習プログラムの展開、市民活動の活性化

2. 計画策定の手順と方法

シンボル公園ネットワーク計画策定にあたっては、平成 15 年度に実施した基礎調査の結果を踏まえ、平成 16 年度に策定した計画書を踏襲して、平成 18 年度に本計画書を作成した。なお、学識経験者、地元住民、団体、教育関係者、NPO、行政からなる「検討委員会」を設置し、審議・検討を行っていただいた。

また、この検討委員会における検討資料を作成するため、庁内に策定部会及び幹事会を設置して検討を行った。

図序-2-1：計画策定の手順と検討委員会における検討の流れ



3. 計画の期間

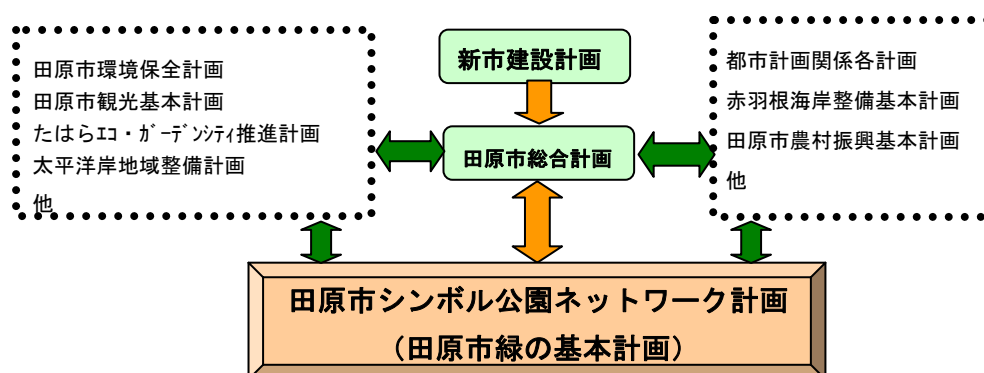
本計画は自然環境及び緑を対象とした計画であり、中長期的な視野に立つことが重要である。そこで10年間（2007～2016年）を計画の着手または、着手にむけた準備の期間としており、進捗状況に対応して5年毎に計画を見直すことを想定している。

4. 本計画と関連計画

田原市は平成15年8月に旧田原町と旧赤羽根町が、平成17年10月に旧渥美町が合併して誕生した。新市の総合計画の中では、将来都市像を「うるおいと活力のあるガーデンシティ」と定めている。

シンボル公園ネットワーク計画は、この田原市総合計画に準拠した田原市独自の計画として位置づける。同時に合併に伴って、旧田原町、旧赤羽根町、旧渥美町の「緑の基本計画」を見直し、これらを統合した形で策定する。これは、都市緑地法第4条に準拠した「田原市緑の基本計画」と位置づけられ、田原市が、中長期的な観点から定める緑に関する総合的な計画で、緑豊かなまちづくりを計画的に推進する指針となるものである。

また、上位計画である総合計画においても、シンボル公園ネットワーク計画の自然環境及び緑の骨格的枠組み、理念の整合が図られていく形となる。その他関連の深い「田原市環境保全計画」「田原市観光基本計画」「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」「太平洋岸地域整備計画」「赤羽根海岸整備基本計画」「田原市農村振興基本計画」などの関連計画については、その計画内容を反映した形となっている。



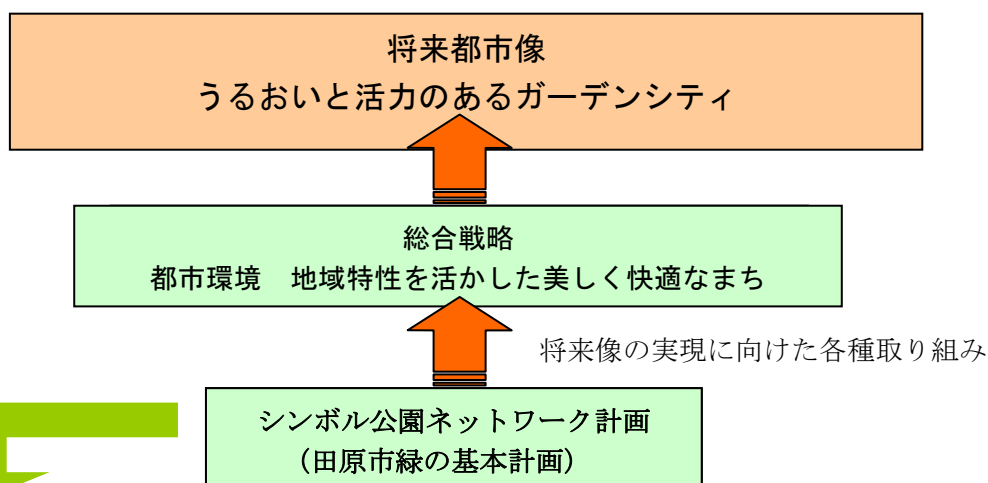
5. 計画の特徴

5-1. シンボル公園とネットワークの意味

シンボル公園ネットワーク計画の目的は、田原市の将来都市像「うるおいと活力のあるガーデンシティ」を実現することである。計画の内容は、田原市の緑の将来像の実現に向けて、自然環境と地域資源を将来にわたってどのように保全し、活用していくのか、市、事業者、市民など田原市に住む全ての人々が、それぞれの役割に応じて主体的に取り組み、実施していく方策についてまとめたものである。

そのため本計画では、田原市の自然環境と緑の現況を踏まえ、田原市内の将来の自然環境の保全及び緑のあり方を設定し、その将来像の実現に向けて現在重要な地域や公園、緑地を抽出し、また、将来的に重要となる地域や公園、緑地を新しく設置し、これらをシンボル公園として位置づけていくこととする。

また、三方が海に囲まれた半島の特徴的な自然環境及び公園、緑地などの機能が十分に発揮されるためには、これらが有機的にネットワークされていることが重要であり、本計画において示される将来像の中には、重要なシンボル公園と、それらをつなぐネットワークが設定されることとなる。



シンボル公園とは	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田原市の緑の将来像実現に向けて、自然環境保全及び緑のあり方を考慮する上で重要な地域、公園、緑地などのこと（既存のもの及び将来設置されるものを含む）である。 ・ 日常的、広域的に人を集積し、全市の自然性の向上を目指し、重点的に「緑」の改善が求められる市街地や観光レクリエーション地を「シンボルエリア」として位置づける。 ・ 将来に向けて守るべき重要な自然環境のある地域や、「緑」及び観光レクリエーションの観点を考慮した上で、田原市の特性を代表する箇所を「シンボル拠点」として位置づける。 ・ ネットワーク上にあり、地区の特性を代表する文化、歴史、自然、施設としてポテンシャルがある箇所については「スポット拠点」として位置づける。
ネットワークとは	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の「シンボル公園」を「自然環境」「景観」「人の利用」などの観点を結ぶことである。 ・ 上記により「自然と自然のつながり」「自然と人のつながり」「人とひとのつながり」などをつくることを目指す。

5-2. 都市における緑とは

都市における緑とは、公園緑地などの公共公益施設としての緑だけでなく、里山や庭園などの民有地まで含むものであり、都市における自然的環境を構成する要素となるものである。

都市における緑は広義の社会資本であると考えることができ、様々な主体の参加、協力を得て、まちづくりの一環として緑の保全・創出について取り組むことによってその効果が発揮されるものである。

5-3. 田原市における緑の機能及び役割

田原市における緑の機能は、大きく4つが挙げられる。

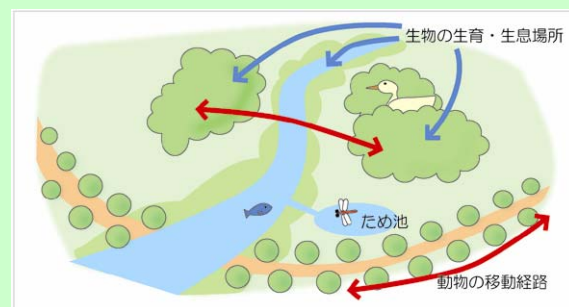
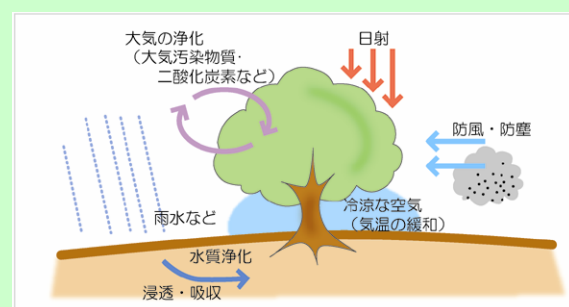
① 環境保全

- ・ 気温の緩和、大気汚染の浄化、水質の保全、地下水のかん養、防風、防塵などの生活環境を保全する機能。

→都市内の環境を維持、改善する。

- ・ 動植物の生息・生育空間、動物の移動経路としての生態系を維持保全する機能。
- ・ ネットワーク化による多様な環境の連続性を保ち、生物の多様性を高める機能。

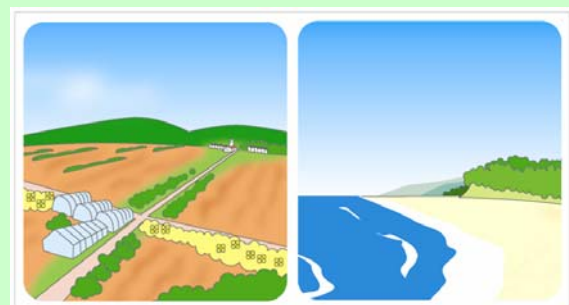
→人と自然が共生する都市環境を確保する。



② 景観形成

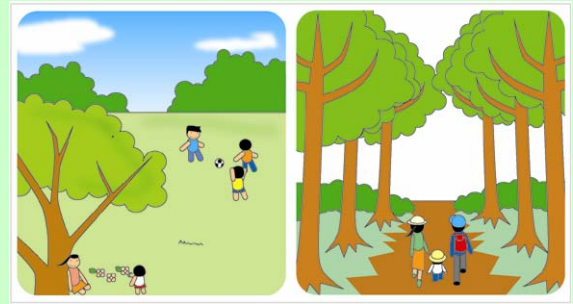
- ・ 山々や海岸などの骨格となる自然景観・地域の個性を感じさせる田園景観などの構成要素、都市景観に風格を与える要素としての機能。
- ・ 眺望地点の場、豊かな自然を象徴するランドマークとしての機能。

→多様性や四季の変化が心を育み、うるおいのある美しい景観を形成する。



③ レクリエーション・観光の場

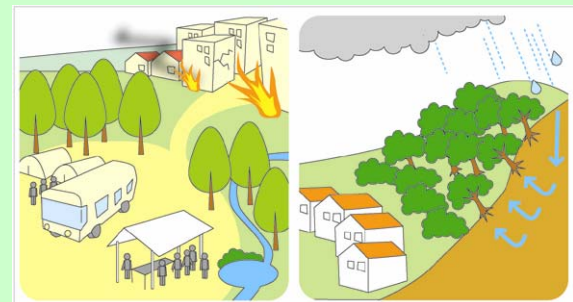
- ・ 日常レクリエーション（散策・運動・遊び・休息などを田原市民が日常行う）の場としての機能。
- ・ 広域レクリエーション（田原市民及び観光客も対象とした遊びや自然とのふれあいの場など）の場としての機能。
- ・ レクリエーション活動（市民活動、ボランティア、環境学習、観光など）の場としての機能。



→健康づくりやレクリエーションの空間を提供し、市民活動を促進する。

④ 防災

- ・ 地震や洪水・地滑りなどの自然災害防止・火災などの人為災害防止の機能。
- ・ 災害時の避難地・避難経路、災害応急対策拠点の場としての機能。



→都市の安全性を確保する。

6. 計画の前提となる田原市の概況の整理

田原市は、東西に貫く山地やそれを取り巻く農地、三方を囲む海岸、大規模な干潟を始め、多数のため池や河川、平地林など、豊かな自然環境が市域の多くの部分を占めている。また、市街地においても屋敷林や社寺林といった文化的な緑が残り、多くの場所で良好な環境が形成されている。しかし、人口が集中する市街地については、田原、赤羽根、福江ともに緑量が少なく、今後の都市化に伴う更なる減少も懸念されている。

一方、利用面においては、市域の北と南に東西を横断する幹線道路が走り、その沿道には海水浴場や潮干狩りの場、サーフポイントが点在し、幹線道路の合流地点は、市域の主要な観光拠点である伊良湖岬周辺となっており、広域利用の観点から十分なポテンシャルを有していることから市民と来訪者の交流なども期待される。

7. 計画の前提となる緑地現況・緑化状況

田原市の緑地現況量を施設緑地と地域制緑地とに大別して示した。

施設緑地とは、公共施設等として管理されるものであり、地域制緑地とは土地利用管理において確保される緑地である。これらはそれぞれ、法律や条例といった根拠法令に基づいて指定され、地域内の一定の行為を制限することによって、その土地の保全を図るものである。また、田原市は全域が都市計画区域に指定されていることから、緑地現況を市街化区域と市街化調整区域に分けて表に示した。

表序-7-1：緑地現況量

(単位：ha)

		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
		①	②	①+②
施設緑地	都市公園 ^{注)}	9.6	22.4	32.0
	公共施設緑地	36.0	215.9	251.9
	民間施設緑地	11.9	374.4	386.3
	合計	57.5	612.7	670.2
地域制緑地	法によるもの	204.0	34,972.2	35,176.2
	条例などによるもの	0.0	0.0	0.0
	地域制緑地小計	204.0	34,972.2	35,176.2
	地域制緑地間の重複	1.0	17,467.4	17,468.4
	地域制緑地の合計	203.0	17,504.8	17,707.8
施設・地域間の重複		14.4	428.2	442.6
緑地現況量の総計		246.1	17,689.3	17,935.4

注) ・緑地現況量は旧3町の緑の基本計画に記載の数値から算出した。

・都市公園の現況量は「愛知県都市公園現況」より抽出した。

出典： 田原町緑の基本計画 平成13年2月 旧田原町
赤羽根町緑の基本計画 平成6年度 旧赤羽根町
渥美町緑の基本計画 平成7年3月 旧渥美町
愛知県都市公園現況 平成16年度 愛知県

緑地面積は17,935haであり、都市計画区域（本市では市内全域）における緑地の割合は95.1%と県内の他の地域に比べて高い値を示している。しかし、市街化区域における緑地の割合は15.2%であり、名古屋市の23.3%よりも低い値を示している（表序-7-2 参照）。

総人口（平成18年）に対する緑地現況量から、一人当たりの都市公園面積を算出（表序-7-3 参照）すると田原市は4.82 m²/人であった。愛知県では、平成17年度末で6.87 m²/人、名古屋市で6.83 m²/人、豊橋市で9.45 m²/人となっている。なお、愛知県においては平成22年度には一人当たりの都市公園面積を、10 m²/人にするという整備目標を立てている。

表序-7-2：都市計画及び市街化区域面積と緑地面積（ha）

	都市計画面積	緑地総量	緑地の割合
都市計画区域全域※1	348,724.0	173,515.4	49.8%
名古屋市域	51,116.0	17,118.5	33.5%
東三河地域	78,111.0	48,581.6	62.2%
田原市	18,858.0	17,935.4	95.1%

	市街化区域	緑地総量	緑地の割合
都市計画区域全域※1	107,957.7	15,298.2	14.2%
名古屋市域	37,950.4	8,833.5	23.3%
東三河地域	13,215.4	761.1	5.8%
田原市	1,618.0	246.1	15.2%

※1 愛知県の三河山間部及び離島を除いた都市計画区域の県全体に占める面積比率は約66%

出典：田原町緑の基本計画 平成13年2月 旧田原町
赤羽根町緑の基本計画 平成6年度 旧赤羽根町
渥美町緑の基本計画 平成7年3月 旧渥美町
愛知県広域緑地計画 平成11年 愛知県

表序-7-3：一人当たりの都市公園面積（ha）

	総人口	都市公園面積	一人当たりの都市公園面積
豊橋市	379,484人	358.54(ha)	9.45 m ² /人
田原市	66,354人	31.97(ha)	4.82 m ² /人

出典：公園・緑地・広場などの施設の整備・保有状況表 田原市（H18年4月1日現在）
豊橋市 都市公園現況（H17年度末現在）